



日動労千葉

国鉄千葉動力車労働組合

〒260 千葉市中央区要町2番8号 (動力車会館)
電話 (鉄電) 千葉 2935・2939 番
(公) 043 (222) 7207 番

1998.6.23 No. 4806

和解3条件を まっぴり拒否しよう

闘いの原点に還り 新たな出発を！

【四八〇一号より続く】

和解3条件拒否 の態度表明を！

闘いの勝利のために、われわれに問われている第二の課題は、藤井運輸大臣発言や、自民党―三党が提示した「和解3条件」を、まっぴりと拒否し、抗議の声を集中することだ。闘争団の仲間たちが怒りを込めて弾劾するとおり、これは「無条件降伏の強要」以外の何ものでもない。全国の労働者の怒りの声を組織すれば、間違いなくより大きな闘争支援陣形を創り上げることは不可能ではない。

●なぜこんな文書が

しかし、ここでも問題は、主体の側にあると言わざるを得ない。国労本部は、非常に不透明な対応を続けている。「和解3条件」に対し、次のような文書がだされているのだ。しかもその内容は、組合員には明らかにされていない。

山崎自民党政調会長の提案に関する国労の考え方

1. 提起されている三項目を検討するにあたって解決の方向・枠組み(テーブル)解

決内容)も示されないで、判断は不可能である。

2. 控訴しないという件に関して

●この場合、組織内の意志統一を図るうえで「控訴しなくても良いという理由」は「担保が必要となる。従って「担保」について明らかにしてほしい。

3. 国鉄改革の主旨を認めるという件について

●既に、国労としてそのことは確認済みである。

4. JR連合、JR総連の理解を得る努力という件について
●紛争解決のための環境整備の問題であると考えている。

●なぜなぜなぜ！

闘争団はもとより、全ての組合員、そして国鉄闘争を支援してきた全ての労働者が国労本部の対応に注目し、闘争方針の提起を求められているときに、なぜ、毅然とした抗議の声明を発し、闘いを呼びかけることができないのか? どうして「こんな和解条件は断固拒否する」と言えないのだろうか? この文書は、6月3日付で送られたものだが、同じ日に国労本部

から各地方本部に流された電送文書では全く触れられずに、「3項目への対応については、早急に関係者間で意見交換を行っていく」とだけ記されている。なぜ、闘争団や組合員を欺くようなかたちで政府・自民党との「意見交換」をしようとするのか?

また、同じ電送文書では、社民党から、「和解3条件」が伝達されたときの状況が、「秋葉政審会長は、三党でJR不採用問題に関する協議が正式に始まったことは極めて意義深く、2月18日の与党三党合意が生きていることも確認されている旨、冒頭報告された」と書かれている。全面降伏を迫ろうとするこの動きが、半ば肯定的・積極的に伝達されているのである。一体なぜなのか?

なぜ、5・28判決や全面降伏をつきつたその相手と「意見交換」などする必要があるのか。何が「極めて意義深い」というのか。何よりも、判断を保留したり、「担保」を求めたり、改めて「国鉄改革の主旨を認めることは確認済み」だと言ったり、JR総連との関係改善について「環境整備」を求めたりすることが、果たして正しい方針だと言えるのだろうか?

また、5・28判決についても、なぜ「5・28判決は、JRと政府いづれかの責任において解決すべきことを司法の名において示したものの」「一勝一敗」などと、勝訴したかのような言い方をしてごまかしてしまおうのか?

今、我々に必要なことは何か?

結局ここには、政府が国労の味方になったかのような幻想にとらわれて、「勝訴間違いなし」と主張し、それを前提に運動を組み立ててきた過ちが、再び繰り返されているとしか考えようがない。むしろ、5・28判決や「和解3条件」という現実の正確な分析から闘いの方向性を定めるのではなく、「橋本政権に依拠した政治決着―和解路線」という観念だけが先にあつて、その物差しに合わせ、現実に行き詰ることを判断を歪め、ごまかしを重ねてしまっているとしたら考えられない。

●闘いの岐路にたつて

労働運動は、闘うべきときにその決断を回避すれば、自分を嘆願者の地位に落としめるしかなくなるものだ。一步また一步と後退を余儀なくされ、どのような攻撃も受け入れざるを得なくなり、ついには、その理念や原則までも引き降ろすしかなくなる。また、労働者の団結した力以外に、何か他の方法で活路が見いだせるのではないか、という発想に陥ったときも同じである。

労働者と資本の関係は、非和解的だということを絶対にいまいにしてはならない。なぜ国鉄分割・民営化攻撃のような呵責ないが仕掛けられたのか、この原点をもう一度見直さなければならぬ。

国鉄攻撃の本質は、中曽根が公言するとおりである。しかし、ここからわれわれが学ばなければならぬのは、「こんなひどい攻撃だったのです」と確認することで、国鉄労働運動の重要性・戦略性と、

自分たちに課せられている使命を自覚することこそが必要ではなく、ある。また、このような攻撃に敗けず、11年間闘いぬいたその大きな地平のなかにこそ、国鉄闘争と日本の労働運動の勝利の展望があることを学ばなければならない。

●国労の原動力

国労本部が前述の「国労の考え方」をまとめたその日の総決起集会で、九州の闘争団の仲間が、「自民党の和解あつ旋3条件は、私たちにとっては、首切りを認めるということだ」「無条件降伏を迫り、11年間の人生を否定するようなものだ。われわれは勝利の日まで闘う以外ない」と不屈の決意を表明している。

国労本部は、この怒りの声と闘いへの決意をどう聞いたのだろうか。未だ橋本政権に依拠した政治決着路線に固執し、場合によっては、「和解3条件」の土俵にすらろうとしていたのだ。こんなことをしていたら、11年間の闘いは水泡に帰すことになってしまう。これは、国労が国労でなくなってしまうことを意味するものだ。敵の狙いははっきりしているのだ。今こそ闘いの原則に立ち還ろう。

三党協議による 国労潰しの画策

自民、社民、さきがけ三党による「政策協議」の場合は、明らかに国労と国鉄闘争の解体機関としての役割を果たしている。これは、絶対にはつきりと見すえなければいけない点だ。何よりも橋本は、当時の運輸大臣であり、分割・民

営化攻撃を仕掛けた首謀者だ。この単純な事実から考えても、三党協議の場が「意義深いもの」であるはずはない。自民党は、社民党を手玉にとり、国鉄闘争を潰すための手先としてフル活用し、国労の屈辱を迫っているのだ。

「解決に向けての政府の動きは変わらない」というが、問題は「解決」の意味だ。橋本政権にとつては、「和解3条件」を国労にのみさせることこそが「解決」であり、それを一歩も譲るつもりがないという意志を示したのが5・28判決である。言うまでもなく、われわれにとつては、こんなものは「解決」でも何でもなし。闘いは今ここで火花を散らしているのだ。「解決」と言うときには、このことをはっきりとさせなければならない。

●社民党の悪質な役割

振り返ってみれば、分割・民営化攻撃との攻防戦が最大の焦点を迎えていたときに、背後から「大胆な妥協」＝労使共同宣言の締結を国労に迫ったのも社民党・総評であった。当時、連合結成に向けて動いていた民間大産の幹部の間では、「官公労は、体質を変えないかぎり統一できない」「第二臨調で行革をどんどん進めていけば、官公労の体質も変わるはずだから、それからだ」「いらんことをいうな(笑)」などという議論がされていたのである。

今、国労に向けられている攻撃は、新たに粉飾された「大胆な妥協」の強要だ。しかも現時点でのそれは、必然的に11年間の解雇撤回闘争の地平を放棄しろ、という

強要に他ならない。その意味で、より悪質な全面降伏を迫る攻撃だ。

しかも、基本理念を投げ捨てた現在の社民党は、戦後史を画するような反動的諸政策の手先となつている。小選挙区制も、消費税5%も、年金法改悪も、沖繩軍用地の強制使用も、安保ガイドラインの見直しと有事立法制定への動きも、規制緩和と労働法政改悪攻撃も、全ては自・社・さ政権のもとで行われ、画策されている攻撃である。国鉄闘争勝利に向けた友軍であらうはずはない。

実際、社民党が考えているのは、JR連合が主張する線に他ならない。つまり、「国労は明確な路線転換を図り、一〇四七名問題は、新たな雇用問題」と位置づけることが解決の前提だ」という立場だ。

●与つてはならない!

現在、自・社・さ三党の実務者による「三人委員会」が設置され、一〇四七名問題の協議が行われている。自民・社民・さきがけは、この「三人委員会」で、いかにして国労の息の根を止めるのかをめぐる謀議を交わしているのだ。もし国労が、このような三党協議に与するとしたら、それは自殺行為に他ならない。

今こそ原点に還ろう。今日の国鉄闘争は、現場からの怒りの声が、「大胆な妥協」方針をきっぱりと拒否し、覆した修善寺大会から始まった。この原点に還り、自民党の「和解3条件」や三党協議による「解決」を毅然として拒否しよう。

自民党・橋本政権は、分割・民

営化のときは比べものにならないほどの危機に揺らいでいる。彼らはかつてのように、大量解雇の恐怖で団結を動揺させる手段ももってはいない。彼らが11年前と同様の攻撃に回帰したのは、もはや打つ手をもたないからだ。

一方、われわれの側には、11年間の闘いの地平がある。つまり、一切は、われわれ自身の決断とハラ構えにかかっているということだ。これまでの行きがかりや、新たな闘いへの躊躇から、この決断を鈍らせたり、回避するようなことがあつてはならない。

●「8・30」撤回を!

「8・30申し入れ」に象徴されるような、橋本政権に依存した政治決着＝和解路線に対する敵の回答が5・28判決や「和解3条件」であった以上は、毅然とした抗議の意志を込めて、「8・30申し入れ」の撤回を通告し、内外に新たな闘いの宣言を発することが求められている。国労本部の主観的な意図や判断がどの辺にあつたかは別として、この申し入れ以降の国労の対応は、足元を見透かされてしまふような結果を招いてしまったことだけは否定できない事実として見る必要がある。重要な点はこの関係をいかに逆転し、「反撃への拠点をつくるのか」ということだ。【「和解3条件」拒否】【「8・30申し入れ」撤回】の鮮明な態度表明こそが、その出発点である。

「つなぐ」